

新型コロナウイルス感染症による出席停止に係る「治ゆ報告書」の提出について

新型コロナウイルス感染症による出席停止の解除は、保護者から提出いただく「治ゆ報告書」により判断します。この「治ゆ報告書」は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありませんので、裏面をよく読んで記入のうえ、施設に提出いただきませうようお願いいたします。

<出席停止について>

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により出席停止となります。

出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

【保護者記入欄】

(宛先) たかのす認定こども園長 様

「新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書」

_____ 歳児 _____ 組 _____ 園児氏名 _____

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと）を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 発症日 : _____ 月 _____ 日 ()
(発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)
- 2 受診日・受診医療機関 : _____ 月 _____ 日 () _____ 医療機関名
(受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)
- 3 症状が軽快した日 : _____ 月 _____ 日 ()
(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)
- 4 休んだ期間 : _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 ()

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名 _____

※ 発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、マスクの着用をお願いします。

※ 裏面（「新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書作成のために」）もご覧ください。

<新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書作成のために>

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」となります。出席停止の期間は、次の通りです。

(※ 最低でも5日間は、出席停止となります。)

<新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準>
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

2 「発症した後5日」の数え方

発熱、のどの痛み、咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、0日目となります。下記「**新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表**」にてご確認ください。

3 「症状が軽快」の解釈について

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。

4 無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（0日目）から5日を経過するまで出席停止となります。

5 再登園に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症は、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるとされています。療養後再登園する際は、周りの方への配慮として、マスクの着用をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

| | 発症日 | 発 症 後 | | | | | | |
|------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
| 発症後1日目に症状が軽快した場合 | 発 症 | 症状軽快 | 症状軽快後1日 | 発症後3日目 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | | |
| | | 出 席 停 止 | | | | | | 登校可能 |
| 発症後2日目に症状が軽快した場合 | 発 症 | | 症状軽快 | 症状軽快後1日 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | | |
| | | 出 席 停 止 | | | | | | 登校可能 |
| 発症後3日目に症状が軽快した場合 | 発 症 | | | 症状軽快 | 症状軽快後1日 | 発症後5日目 | | |
| | | 出 席 停 止 | | | | | | 登校可能 |
| 発症後4日目に症状が軽快した場合 | 発 症 | | | | 症状軽快 | 症状軽快後1日 | | |
| | | 出 席 停 止 | | | | | | 登校可能 |
| 発症後5日目に症状が軽快した場合 | 発 症 | | | | | 症状軽快 | 症状軽快後1日 | |
| | | 出 席 停 止 | | | | | | |

◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。

◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。